

市川市低入札価格調査制度に関する要綱

市川市低入札価格調査制度運営要綱（平成8年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（以下「最低価格申込者等」という。）を直ちに落札者とししないこととする必要がある場合の手續に関し、政令及び市川市財務規則（昭和60年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般競争入札に係る調査基準価格の設定）

第2条 規則第98条の2第1項の規定による一般競争入札に係る調査基準価格の設定は、一般競争入札により建設工事の請負、建設工事に関連する業務委託又は製造の請負の契約（規則第99条第1項の規定により最低制限価格を定めて一般競争入札に付するものを除く。）を締結しようとする場合に限り行うことができる。

2 一般競争入札に係る調査基準価格は、別表第1に定める契約の区分に応じて、予定価格算出の基礎となった額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が予定価格の110分の100に相当する額（以下「入札書比較価格」という。）に別表第1に定める上限割合を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に当該上限割合を乗じて得た額、入札書比較価格に別表第1に定める下限割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に当該下限割合を乗じて得た額）から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第3に留意するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する契約のうち建設工事の請負の

契約又は建設工事に関連する業務委託の契約に係る一般競争入札について一般競争入札に係る調査基準価格を定める場合において、市長が前項の規定により一般競争入札に係る調査基準価格を定めることが適当でないと認めるときは、入札書比較価格に、当該契約の区分に応じ、別表第1に定める上限割合を乗じて得た額から入札書比較価格に別表第1に定める下限割合を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 建設工事の請負の契約 100分の75から100分の92までの範囲内において市長が別に定める割合

(2) 建設工事に関連する業務委託の契約 次に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ定める割合の範囲内において市長が別に定める割合

ア 測量業務委託の契約 100分の60から100分の82まで

イ 地質調査業務委託の契約 100分の66.6から100分の85まで

ウ ア及びイに掲げる契約以外の建設工事に関連する業務委託の契約 100分の60から100分の80まで

(失格判定基準価格の設定)

第3条 市長は、規則第98条の2第1項及び前条の規定により建設工事の請負又は建設工事に関連する業務委託の契約に係る一般競争入札について一般競争入札に係る調査基準価格を定める場合において、必要があると認めるときは、最低価格申込者等の申込みに係る価格によっては当該最低価格申込者等により当該契約の内容に適合した履行がされないものとして当該最低価格申込者等を落札者とししない基準となる価格（以下「失格判定基準価格」という。）を定めることができる。

2 失格判定基準価格は、別表第2に定める契約の区分に応じて、予定価格算出の基礎となった額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格に別表第2に定める上限割合を乗じて得た額を超える場合にあつては入札書比較価格に当該上限割合を乗じて得た額、入札書比較価格に別表第

2に定める下限割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に当該下限割合を乗じて得た額) から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第3に留意するものとする。

3 前2項の規定により失格判定基準価格を定める場合において、最低価格申込者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約課長の決裁により、当該最低価格申込者等を失格とする。ただし、第2号の規定は、設計金額が1億円を超える建設工事の請負又は建設工事に関連する業務委託の契約に係る一般競争入札に限り適用できるものとする。

(1) 失格判定基準価格に満たない価格で申込みをした者

(2) 一般競争入札に係る調査基準価格に満たない価格で申込みをした者のうち、別表第2に定める予定価格算出の基礎となった額につきそれぞれ定める額(1円未満切捨て)のいずれかについて、入札に際して提出した内訳書の当該費用の額が下回る者

(入札の公告)

第4条 市長は、規則第98条の2第3項の規定により規則第97条の規定による公告において一般競争入札に係る調査基準価格を定める旨を明らかにするときは、当該公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 一般競争入札に係る調査基準価格に満たない価格で申込みをした者は、規則第104条の規定にかかわらず、再度の入札に参加することができないこと。

(2) 前条第1項の規定により失格判定基準価格を定めた場合にあっては、当該失格判定基準価格を定めたこと。

(3) 前条第3項ただし書きの規定により、同条第3項第2号の規定を適用する場合は、同条第3項第2号の規定を適用すること。

(4) 一般競争入札に係る調査基準価格に満たない価格で申込みをした者との契約に係る契約の保証の額は、契約金額の10分の3以上とすること。

(5) 一般競争入札に係る調査基準価格に満たない価格で申込みをした者との

契約に係る前払金は、契約金額の10分の2以内とすること。

(6) 一般競争入札に係る調査基準価格に満たない価格で申込みをした者との建設工事の請負の契約において、当該者が公告日前2年以内に完成した市川市発注の建設工事に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公告で定める要件と同一の要件を満たす配置技術者の1名増員を義務づけること。

ア 60点未満の工事成績評定を受けている者

イ 工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約約款に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者

ウ 品質管理等に関し、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準により競争参加資格停止を受けた者

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

（低入札価格調査の告知）

第5条 市長は、開札の結果、最低価格申込者等の申込みに係る価格が一般競争入札に係る調査基準価格に満たないときは、落札者の決定を留保し、規則第98条の2第2項の規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うことを告知するものとする。ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否か判断するものとする。

2 前項の規定による告知及びくじの実施は、市川市建設工事等電子入札実施要領第2条に規定する電子入札システムを利用した入札（以下「電子入札」という。）により執行した場合においては、電子入札システムにより行うものとする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 市長は、低入札価格調査を行うときは、最低価格申込者等に対し、市川市低入札価格調査通知書（様式第1号-1又は2）により、次の各号に掲げる一般競争入札に付した契約の区分に応じ、当該各号に定める市川市低入札価格調査表（様式第2号～第4号）又は市川市低入札価格調査表の提出に代わる届出書（以下「調査表に代わる届出」という。様式第5号）を別紙1に定める市川市低入札価格調査表作成要領（以下「調査表作成要領」という。）に従い提出することを求めるものとする。ただし、第3条第1項の規定により失格判定基準価格を定めた場合において、最低価格申込者等が同条第3項に規定する失格に該当するとき、又は市川市事後審査型一般競争入札実施要領第2条に規定する事後審査型入札による一般競争入札を執行した場合において、入札参加資格要件を満たしていないと判断されたときは、この限りでない。

- (1) 建設工事の請負の契約 市川市低入札価格調査表（工事の請負の契約関係）（様式第2号）
- (2) 建設工事に関連する業務委託の契約 市川市低入札価格調査表（建設工事に関連する業務委託の契約関係）（様式第3号）
- (3) 製造の請負の契約 市川市低入札価格調査表（製造の請負の契約関係）（様式第4号）

2 前項各号に規定する市川市低入札価格調査表及び調査表作成要領に定める添付資料（以下「調査表等」という。）の提出期限は、同項の規定により調査表等の提出を求めた日の翌日から起算して5日を経過した日（その日が市川市の休日を定める条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日であるときは、その日後においてその日に最も近い当該市の休日以外の日）とする。なお、最低価格申込者等が提出期限までに調査表等を提出しなかった場合又は前項に規定する調査表に代わる届出を提出した場合は、管財部長の決裁により、当該最低価格申込者等のした入札を無効とする。

3 契約課長及び契約に関する事務を所掌する所属長（以下「契約課長等」と

いう。)は、最低価格申込者等により一旦提出された後の当該調査表等の差替え及び追加提出は認めないものとする。ただし、契約課長等が、低入札価格調査に関して必要があると認めるときは、最低価格申込者等に対し、期限を定めて、1回に限り、調査表等の追加提出のみを認めるものとする。

4 契約課長等は、調査表等の提出があったときは、当該調査表等の内容の調査及び最低価格申込者等に対する事情聴取(以下この条及び次条において「調査等」という。)を行うものとする。最低価格申込者等に対する事情聴取の実施は、市川市低入札価格調査に係る事情聴取通知書(様式第6号)により通知するものとする。

5 契約課長等は、前項の規定による調査の途中段階において、最低価格申込者等により提出された調査表等(第3項の規定により追加提出された調査表等を含む。)が、調査表作成要領に従い作成されていないと認める場合は、市川市低入札価格調査中止報告書(様式第7号)により、当該最低価格申込者等に係る低入札価格調査を中止すべきことを第8条第1項に規定する市川市低入札価格調査委員会(第8条第1項を除き、以下「委員会」という。)に報告するものとする。この場合において、前項に規定する当該最低価格申込者等に対する事情聴取は、契約課長等が必要としない場合は行わないものとする。

6 契約課長等は、第4項の規定による調査等が終了したときは、別表第4に定める履行がされないおそれに関する基準(以下「履行がされないおそれに関する基準」という。)に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を市川市低入札価格調査結果報告書(様式第8号～第10号)により、委員会に報告するものとする。

(1) 最低価格申込者等の申込みに係る価格によっては当該最低価格申込者等により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認める場合 当該最低価格申込者等を落札者とすべきこと。

(2) 最低価格申込者等の申込みに係る価格によっては当該最低価格申込者等により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場

合 当該最低価格申込者等を落札者とすべきでないこと。

7 技術管理課長は、契約課長等が行う第4項の規定による調査等及び前2項に規定する委員会への報告において、協力と必要な助言を行うものとする。

8 第5項又は第6項の規定による報告を受けた委員会は、当該報告の内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

(低入札価格申込者の調査等)

第7条 契約課長等は、最低価格申込者等以外に一般競争入札に係る調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者（以下「低入札価格申込者」という。）がある場合は、前条第8項の規定による報告において、最低価格申込者等を落札者とすべき旨の報告があった場合を除き、履行がされないおそれに関する基準に基づき、当該低入札価格申込者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査等を行うものとする。この場合において、前条の規定は、当該調査等について準用する。なお、この場合において準用する同条第4項の事情聴取は、契約課長等が必要としない場合は行わないものとする。

2 前項の場合において、複数の低入札価格申込者があるときは、申込みの価格が低い低入札価格申込者又は価格その他の条件が最も有利なもの順に、同項の規定による調査等を行い、その結果を委員会に報告するものとする。この場合において、複数の低入札価格申込者のうちのいずれかの者を落札者とすべき旨の前条第8項の規定による報告があったときは、当該調査等を終了するものとする。

(市川市低入札価格調査委員会)

第8条 第6条第5項及び第6項（前条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の内容について審査するため、市川市低入札価格調査委員会を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

- (3) 企画部長
- (4) 財政部長
- (5) 管財部長
- (6) 街づくり部長
- (7) 道路交通部長
- (8) 下水道部長
- (9) 生涯学習部長

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長が不在のときは委員長から事前に指名を受けた委員が、委員（副市長を除く。）が不在のときは当該委員が指定した職員が、その職務を代理する。

6 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

8 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第6条第5項に規定する中止報告書による報告のとき又は会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、会議による同意を得ての決定に代えて、委員長までの決裁により決定することができる。

10 委員会の事務は、管財部契約課において処理する。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

（落札者の決定等）

第9条 市長は、第6条第8項（第7条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による報告に基づき、落札者とすべきと判定した者を落札者、落札者とすべきでないと判定した者を失格、低入札価格調査を

中止すべきと判定した者のした入札を無効と決定する。

2 市長は、次のいずれかに該当する場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で一般競争入札に係る調査基準価格以上の価格をもって申込みをした者があるときは、総合評価一般競争入札以外の一般競争入札にあってはその者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを、総合評価一般競争入札にあってはその者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込をしたものを落札者とするものとする。

(1) 最低価格申込者等が第6条ただし書の規定に該当するときであって、低入札価格申込者がいない場合

(2) 第6条第6項の規定による報告において、最低価格申込者等若しくは低入札価格申込者を落札者とすべきでない旨の報告があった場合

3 市長は、前2項の規定により落札者を決定した場合において、規則第105条第2項の規定により落札者に通知を行うときは、落札者以外の入札者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより通知をするものとする。ただし、電子入札を執行した場合においては、第2号アに該当する場合を除き、電子入札システムにより通知するものとする。

(1) 最低価格申込者等を落札者とした場合 適宜の方法による落札者の決定があった旨の通知

(2) 最低価格申込者等以外の者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める通知

ア 最低価格申込者等で落札者とならなかった者 落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知（様式第11号）

イ アに掲げる者以外の者 適宜の方法による落札者の決定があった旨の通知

（再度の入札等）

第10条 市長は、最低価格申込者等及び低入札価格申込者の低入札価格調査をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、1回に限り、再度の

入札を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により再度の入札を行うときは、最低価格申込者等及び低入札価格申込者に対しては落札者とし、これらの者以外の入札者に対しては再度の入札を行う旨を通知するものとする。ただし、再度の入札を行う旨の通知は、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより通知するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第11条 落札者の決定後、落札者が虚偽の調査表等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合又は実際の契約の履行と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、市長は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準別表第1第1号により競争参加資格停止を行うことができる。

(指名競争入札に係る関係規定の準用)

第12条 第2条から前条までの規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項及び第3条第1項	規則第98条の2第1項	規則第110条において読み替えて準用する規則第98条の2第1項
	規則第99条第1項	規則第110条において準用する規則第99条第1項
第3条第3項	公告日	通知日
第4条	規則第98条の2第3項	規則第110条において読み替えて準用する規則第98条の2第3項
	規則第97条の規定	規則第109条第2項の規定に

	による公告	よる通知
	当該公告	当該通知
第4条第1号	規則第104条	規則第110条において読み替えて準用する規則第104条
第4条第6号	公告日前	通知日前
	当該公告	当該通知
第5条	規則第98条の2第2項	規則第110条において読み替えて準用する規則第98条の2第2項
第9条第3項	規則第105条第2項	規則第110条において読み替えて準用する規則第105条第2項

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市低入札価格調査制度に関する要綱の規定は、平成22年5月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

(市川市建設工事総合評価競争入札方式実施要綱の一部改正)

- 3 市川市建設工事総合評価競争入札方式実施要綱（平成18年11月1日施行）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「市川市低入札価格調査制度運営要綱」を「市川市低入札価格調査制度に関する要綱（平成22年5月1日施行）」に、同項第4号中「市川市低入札価格調査制度運営要綱（平成8年4月1日施行）第5条」を「市川市低入札価格調査制度に関する要綱第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成23年6月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成23年10月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成25年1月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成25年7月19日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前

に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成26年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成27年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成28年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成29年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市低入札価格調査制度に関する要綱の規定は、平成31年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和元年10月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和4年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に当該公告又は当該通知をした競争入札については、なお従前の例による。